

有道会綱領

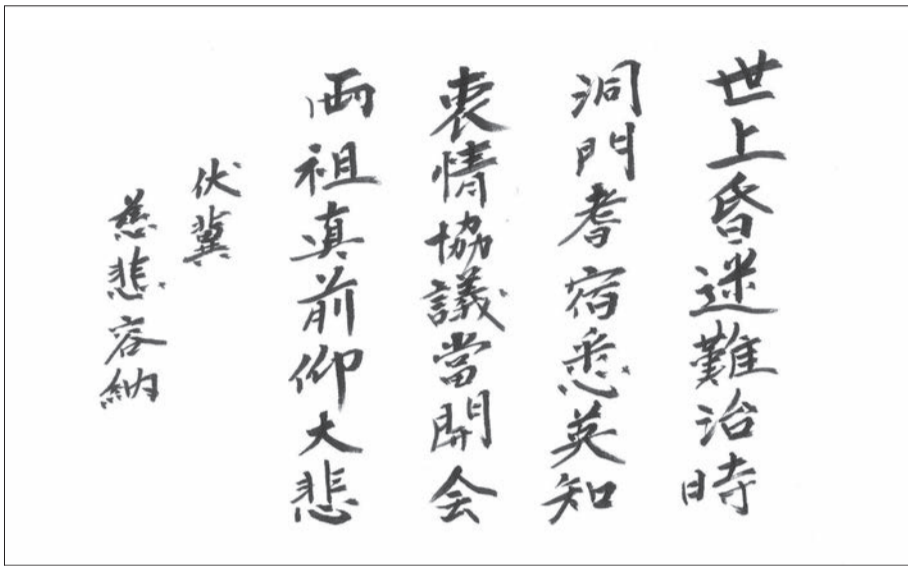
- 一、宗憲の精神に則り、愛宗護法、兩大本山、特に祖山護持の道念にもとづき、宗団の和合と興隆に尽瘁する。
- 二、広く宗門人の与望に応え、宗政の刷新、進展に邁進する。
- 三、常に本宗の使命達成のため、その発揚具現に挺身する。

有道

NO.109

題 字 大本山永平寺八十世  
南澤道人大禪師猥下 御染筆  
発行 有道会  
東京都港区芝 2-5-20 田中ビル 2階  
発行人 服部秀世

第144回曹洞宗通常宗議会



教示

本日ここに第144回通常宗議会の開会にあたり、恭しく一仏兩祖の照鑑を仰ぎ、議員諸師と共に、宗勢振興について、議し得ますことは、誠に欣快の至りとするところであります。

本年は、大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師700回大遠忌の正當を迎え、本法要が厳修され、盛況裡に無事円成されました。

道元禪師、瑩山禪師から受け継がれた正伝の仏法を相承し、未来永劫に断絶することなく伝え広めていくことが、我われ法孫の使命と心得ますが、この度、この難値難遇の法縁に巡り遇い、報恩の誠を捧げられましたことは無上の喜びと感じております。

しかしながら、本年元日に発生した能登半島地震により、大本山總持寺祖院をはじめ、多くの宗門寺院が罹災されました。この震災により、未だ多くの方がたが不自由な生活を余儀なくされております。今も悲境にあって呻吟されている方がたに寄り添い、同悲同苦の御教えを我が心として、戮力協心して復興支援に思いを向けていかねばなりません。

今次宗議会には、諸規程の変更案、決算等の案件が上程されます。議員各位におかれては、同心協力して審議を尽され、宗運の恢弘に精励されんことを、希求いたします。

令和6年6月24日

曹洞宗管長 南澤 道人

答辞

管長猥下におかれましては、今次、第144回曹洞宗通常宗議会の開会式をご親修賜り、またご懇篤なるご教示をいただき、宗議会議員を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

本年4月に、大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師700回大遠忌の正當本法要が厳修され、無事円成されましたこと、宗門人としてこの勝縁に感謝申し上げる次第であります。

管長猥下お示しのごとく、令和6年能登半島地震により、未だ多くの方がたが不自由な生活を余儀なくされておられます。

被災された人びとの悲しみや苦悩に寄り添い、宗門と社会の繋がりの中で一仏兩祖のみ教えを敷衍し、復興支援をしなくてはならないと痛感しております。

今次宗議会に上程されます諸案件につきましては、宗門の議決機関として責務の重さを認識し、慎重審議に誠を尽くし、全宗門人の負託に応えるよう、邁進していく所存であります。

結びに、管長猥下、紫雲臺猥下の福寿無量と、兩大本山の愈々の興隆発展を衷心よりご祈念申し上げ、答辞といたします。

令和6年6月24日

宗議会議長 浅川 信隆

会報「有道」電子化に伴う郵送配布終了のお知らせ

この秋の郵便料金値上げ・制作コスト増大に伴い、有道会・總和会協議の結果、これまで郵送にてお届けしていた会報を、今号「第109号」での郵送を最後に印刷物での郵送を終了、今後は会派ホームページ上でのPDF公開に切り替えさせていただきます。

QRコード、またはホームページURLから有道会ホームページにアクセス後、会報を閲覧またはダウンロードしてご利用ください。

有道会ホームページ  
https://www.yudokai.net/

本件に関するお問合せは、  
有道会事務局へ。



# 令和7年5月15日開催 梅花流全国奉詠大会 in 沖縄について

伝道部長 戸田 光隆

宗門の梅花流詠讃歌は、曹洞宗梅花講規程第1条に示されるとおり、その詠唱を通じて仏祖の恩徳を讃仰し、檀信徒の教化を図り寺院の護持及び宗門の隆昌に寄与するものであります。

さまざまな要因により講員の減少が顕著となっておりますが、宗侶・寺族の方々が今一度広く梅花流に関心をお寄せいただき、一仏両祖のみ教えを檀信徒の皆様へ伝え分かち合う機会を増やしていただけたらと切に願っております。

そのための施策として、本年は、より多くの師範詠範を養成すべくオンラインによる講習方法を作業部会において鋭意検討し、実用化に向け内容の構築に努めております。地域差はありますが、集合研修に日程を合わせにくいご寺族や海外の求道者、多くの方々に梅花流を学ぶきっかけとしていただき、上級の師範詠範による導きのもと、檀信徒教化をはじめご自身の詠道精進に生かしていただけたらと思います。

また、上級師範を目指す養成機関については伝道審議会へ諮問し、更なる内容の充実を図って熱意ある指導者養成機関の設置を推進してまいります。

来年度の梅花流全国奉詠大会は、令和7年5月15日に沖縄県での開催が決定いたしました。終戦80周年の節目を迎えるにあたり、世界平和に深い思いを抱かれて過去にも沖縄をご訪問されていらっしゃる管長猥下のお導きのもと、宗門檀信徒各位が結集し、あらためて人権・平和・環境を標榜する曹洞宗の信仰を深める勝縁としていただきたいと切望するものであります。

平成7年に広島にて開催された終戦50周年平和祈念法要併修の全国奉詠大

会では『平和への誓い』で、「全世界の平和は、おたがいにその存在を認めあい、信じ合い、尊敬し合い、自由と平等のもとに抑圧や差別を排除し、仏の智慧と慈悲に導かれ、深い信仰に根差した仏弟子としての行動実践を行うことによってこそ成し遂げられるものと信じてやみません」と記されております。

令和6年能登半島地震をはじめ全国各地で災害が絶えず、助け合い思い合うことの大切さを痛感する日々ですが、皆様にとってこの全国大会が人心の安寧とともに祈り、まごころに生きる・同行同修のよろこびを感じる沖縄での記念行事としていただくことが本大会の主旨主眼であります。

全国大会開催に向け、管長猥下拝請の折には、「当地にて皆さまとお会いすることを楽しみにいたしましよ」とのお言葉も賜りました。

今日まで梅花流に造詣深く取り組まれている方も、これまで梅花流にさほど触れる機会を持たなかった方も、自らがお唱えすることのみならず、曲を聴き詞の思いをかみしめ、沖縄の地で南澤禅師さまと平和を祈る時空の共有にぜひお出かけくださいますよう、よろしくお祈りを申し上げます次第であります。



## 服部秀世宗務総長 令和6年能登半島地震視察随同行報告

6月6日、服部秀世宗務総長が能登半島地震における被災寺院を訪問した。

七尾市にて片山昌佳宗議会議員（總和会）と合流、ご自坊の被害状況視察の後、大本山總持寺祖院に赴いた。祖院では視察とともに屋敷石川県宗務所長・高島祖院副監院にそれぞれ曹洞宗義援金の配分目録をお渡しし、今日までのご苦労に心からのご慰労とお見舞いを申し上げ、現地対策本部からは現況の報告を受けた。

午後からは輪島市・珠洲市の被災寺院を視察した。

発災当時からの変わらぬ外観を眺めながら、諸堂の損壊から運べる仏像や仏具の避難、出来得る場所の清掃整理に日々勤しんでおられるお話を伺った。

能登へ向かう道路は復旧工事が進められているものの陥没や地割れの箇所が未だ多く残ったままであった。

祖院では全国曹洞宗青年会やシャンティ国際ボランティア会の継続的活動をはじめ、現地での篤き思いに触れた。

近隣住民の方々も被災して心の拠り所を失いそうになる中で、呼びかけにより祖院の除草作務が行われ、目的をもって集い協力することで人々に笑顔と満足感が得られたとのことであった。

輪島市・珠洲市の被災寺院訪問では、伽藍の膨大な被害もさることながら、地元行政による公費解体とその後の復興対応に向けて苦慮しておられるお気持ちに触れ

た。そこには、後継者問題・過疎化対策など地元が懸命に堪えてきた永年の課題をあらためて強く突き付けられることとなった。

復旧・復興への道のりは簡単なものではない。

ただ、現地では内外さまざまな形で協働と思い合う心は結束力を決して失っていない。

「能登はやさしや 土までも」

純粹にして暖かく、助け合いながら伝統や文化が守られ育まれてきた地域である。

その大切さはそれぞれの地域にも当てはまり、自らの精進とともに思い合い、支え合う中に私たちの歩む仏道は間違いなく存する。

長い道のりであり、全国各地での災害も後を絶たない状況下だが、現場で向き合い活動されている方々に心から敬意を表し、対処し得る施策の構築に尽力してまいりたい。

「人々の声に心耳を澄まし 社会とともに歩む」

あらためて今次内局のスローガンをかみしめ、今回の能登半島地震被災地視察報告とする。  
(文責：伝道部長 戸田光隆)



### 「曹洞宗義援金」ご協力のお願い

下記の口座にお送りいただきましたご浄財は、「令和6年能登半島地震」の被災寺院にお届けします。ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

**【曹洞宗義援金 送金先】**

口座名義：曹洞宗義援金  
郵便振替：00190-2-604062

金融機関（コード）：ゆうちょ銀行（9900）  
店名（店番）：〇一九店（019）  
預金種別：当座  
口座番号：0604062

**【お問い合わせ窓口】**

曹洞宗宗務庁 総務部福祉課  
電話（直通）03-3454-5421  
FAX 03-3454-6705  
E-mail fukushi@sotozen.jp

# 第144回曹洞宗通常宗議会・総長演説抜粋

宗務総長 服部 秀世



## 令和6年能登半島地震について

本年、大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師700回大遠忌本法要正當を迎え、厳肅裡に奉修され無事円成された。この中で予定していた法定聚会の旅費を縮約し、1450万円を能登半島地震の被災寺院への特別支援金として、今次宗議会に関連補正予算を上程している。

能登半島地震で6月20日までに寄せられた「曹洞宗義援金」の総額は、約1億6350万円である。配分について「配分委員会」を開催、境内建物が全損か半損の被災寺院には一律250万円、境内建物が一部損の被災寺院

には一律10万円を配分する方針が示された。

加えて、大本山總持寺祖院には、平成19年能登半島地震で配分した金額と同額の5000万円を曹洞宗義援金から支出することを内局にて決定した。

6月6日に私は被災地の輪島市と、今まで行くのが困難であった珠洲市の寺院をお見舞いし、また大本山總持寺祖院を訪ねて、義援金配分の明細目録を現地災害対策本部長に手渡した。被災地では、全壊半壊の建物の前で切々と話される被災者の姿に、見舞いの言葉も虚しく響くほど宗務庁の机上ではわかり得ない、人々のやりきれぬ胸中をわずかだが窺い知ることができた。被災者の思いに応えられるよう、常に苦を分かち気持ちだけは忘れてならないものと肝に銘じている。

現在判明している寺院の被災状況について、全損寺院が18か寺、全焼寺院が1か寺、半損寺院が27か寺、一部損寺院が258か寺である。

災害対策本部では石川県内の被災寺院からの災害関係の申請について、各種の特例措置を講じている。また、現地対策本部が行う救援物資の調達や配送、被災寺院の支援活動に支障が生ずることのないよう、活動資金として1500万円を送金している。今後の被災寺院支援としては、プレハブの購入を想定、それら追加の支援金は現地対策本部の求めに対し臨機に対応できるよう災害対策特別会計に補正予算案を上程している。

宗門関係のボランティア活動は、本宗と全曹青、本宗とSVAは、それぞれ災害対応時の協約を締結している。それに基づいて、全曹青とSVAに活動資金として1000万円ずつ送金した。

災害見舞金申請は、現在50か寺以上から提出されている。申請自体が困難な状況の被災寺院に対しては、担当課に連絡していただくことで鋭意対応する所存である。災害復興対策資金貸付申請は現時点では提出は受けていない。

## 東京グランドホテル運営について

前回の宗議会で、向こう10年を目途に建て替え工事に着工するまでの期間、本宗が行うホテル事業をホテル経営のノウハウを持つホテル事業者に業務委託するか、ソートビルをホテルとして貸し出し、その対価を一括または継続的に本宗が得る運営方法が妥当であると申し述べた。

ホテル運営を担う業者について、大和証券を介して具体的に検討したいと申し出た事業者が3社あった。3社には守秘義務に関する確認書を交わし、ホテルの損益計算書など財務状況がわかる資料、ホテルのスペック概要など開示して、ホテルを内覧いただいた。

3社にはプレゼンテーションしていただき、内局で1社に絞れば、さらに、細部にわたりホテル運営に関する契約締結を見据えて交渉を進めていく予定である。

これから各社と交渉する上で、本宗が、他の運営事業者に事業を委ねる条件として4点上げている。

第1は、現在、東京グランドホテルに勤務している職員の継続雇用である。

第2は、ビルの2階は、宗務庁の事務所、5階は研修道場として本宗が引き続き利用し、賃貸契約の対象物件には含まないことである。現状では10年を目途にビルを建て替えることを前に述べているが、その期間までは宗務庁の事務所として利用することを考えている。

第3は、東京グランドホテルの名称の継続で、第4は、ビル建物の設備運転費、警備防災費、清掃費などのランニングコストは、ホテルとして利用する床面積と、本宗が宗務庁機能として利用する床面積と按分して費用負担をすることである。

また、ホテル運営事業者に委ねると言っても、ソートビルの一部をホテル運営事業者に賃貸する、業務委託、事業譲渡の3つの事業形態がある。

賃貸の場合、2階と5階以外を運営事業者に貸与ホテル事業を行う形になる。

業務委託の場合、ホテルの所有と経営を本宗が担い、ホテルの運営だけを別の会社に委託するマネジメントコントラクト方式による業務委託契約になる。運営事業者に対して本宗は一定の運営委託料を支払う代わりにホテル運営をしてもらう。ホテル建物の所有と経営を本宗が行うため、ビル所有者としての責任や経営リスクは本宗が負う形となる。

事業譲渡の場合、契約により譲渡対象とする資産等を選択できるが、ホテル事業自体を譲渡し、ビル1階と6階から15階までの不動産の所有権を本宗に留保して、事業に必要な不動産を賃貸する選択になるかと存ずる。この場合、事業譲渡代金プラス賃料による継続的収入という形になるのではないかと思慮する。

## 檀信徒会館事業について

令和5年度の決算内容について、総売上高は8億7961万62円で経常利益は3745万1632円である。これから、法人税等を差し引いた税引後の純利益は3719万8381円、5年ぶりの黒字決算である。檀信徒会館発足以来、剰余金は9億2010万4331円となり、流動資産は7億7932万5263円である。

## 大本山總持寺祖院専門僧堂の現在の状況と今後について

現時点では「如常の僧堂安居」を送ることは困難だが、安居生活を再開するよう整備を進めていくことが可能であると判断した。また、ただちに従前の体制に戻すことは難しいが、既に在籍している3名の掛搭僧については、再び祖院に戻り、僧堂安居を再開いただくことは可能との報告を受けている。しかし、伽藍の躯体に目視できない箇所が破損している可能性もあるため、今後も安心安全に配慮をしなければならない。

## 運営企画室の取り組み状況について

各部署に業務を細分化した上で、各業務の計画書を整備するよう要請、予定の計画書はおおむね整備できた。引き続き、昨年度の業務の振り返りを報告書として整備するとともに、今年度に向けた業務の計画書を整備し、その計画書を禅ネット・寺院専用サイトにて閲覧できるようにした。併せて、様々なデータや資料も掲載し、宗務庁内外に発信している。また、宗務管理の一環として令和5年4月より、宗務庁職員の労働時間の集計を実施してきた。現在、昨年度の各業務・事業別の検証を進めているが、教化部布教課役職員が行う外郭団体補助業務に携わる労働時間と係る人件費について、従前からの業務内容を見直す必要があると考え、各外郭団体の会長職たる当職より、各団体の理事会及び総会等でその検証結果を説明申し上げた。

## 伝道部について

瑩山禪師700回大遠忌記念事業として、檀信徒講員を対象とする教階特別昇等を実施している。徳島県城満寺歌碑建立については、一般参拝者の方の目に触れやすい瑩山禪師のご遺骨が祀られている御霊塔の丘の麓に施工予定である。

## 教化部関係について

「とどけプロジェクト」は、宗務庁ではSDGsの観点からも、日本国内で使われていない法衣、着物や作務衣等をハワイ、北アメリカ、南アメリカ、ヨーロッパの各国国際布教総監部を通じて海外の寺院や禅センターへ届けている。今後の事業としては、その対象を国内にも広げ、特に自然災害や火災等によって甚大な被害を受けた寺院等からの要請があれば、法衣や着物などを迅速に届け、復興支援の一助としてもこの活動を継続してまいりたい。

## 人権擁護推進本部について

『基礎テキスト「人権」』は、本年4月に全寺院への配布を完了している。このテキストは、今後の宗門の人権教育啓発活動の根幹をなす学習教材として作成、幅広い研修の場にて用いられることを強く期するものである。これから人権を学ぼうとする人、また、学習を深めようとする人にとって、効率的、階層的な学習に資するための補助資料として、視聴覚教材も合わせて段階的に作成する予定である。

## 人事部関係について

宗務庁の文書及び公印規程の一部変更が次年度から施行される。今年度は、各部署の保存文書の点検と永久保存へ移行すべき書類の精査を行い具体的作業に着手、人事部文書課が中心となり年度内に作業が完了できるよう取り組んでいる。

## 総務部関係について

宗務所長及び実務担当者会議について、コロナ禍で試験的に実施をしたオンライン方式でも会議に参加できる旨を定めるため、規程変更を今次宗議会に上程している。



災害見舞金制度について、近年、災害が多発して一般会計から補填している現状に伴い総務審議会に諮問、災害援護拠金の掛金と一般会計からの繰り入れ額の試算を見極めながら検討、関係部署で協議を重ね、審議会での意見を頂戴し、しかるべき時期に宗議会に提案したい。

**宗務及び実務に関する説明書**

**教学部指導課**

今年度の現職研修・寺族研修は、ともにテーマを「太祖瑩山紹瑾禅師の御生涯」としている。宗務庁派遣講師には、テキスト執筆による模擬講義の聴講と専門的な質疑応答を実施、より質の高い研修の実施を目指している。

寺族中央集会は今年度の出席者は各宗務所1人となる。講義内容は災害に対する有識者及び被災地にて支援活動を行っている方の講演を行う予定である。

曹洞宗研究員及び曹洞宗育英会は、人材養成の観点から検討を重ねた結果、総研に新たな人材養成に関する制度を立ち上げる目途が立ったことから、いずれも廃止する。

**総合研究センター**

準研究員制度について、この奨学金制度は、指導課所管の曹洞宗研究員制度を、人材育成の観点から検討を重ね、この度、総研に新たに人材養成に関する準研究員制度を立ち上げることとした。この制度は、大学院博士課程に通う学生等に奨学金を最長5年間給付し養成を行う制度である。

今年度の学術大会では、近現代教団研究部門「僧堂教育の歴史的研究」の公開研究会として、臨済宗の僧堂で長年指導されている臨済宗円覚寺派横田南嶺猗下をお

招きし「僧堂教育の現在と未来」について公開研究会を開催する。

**財政部経理課**

昨年度資金運用報告と今後の展望について、年度内に運用した資金の総額109億5000万円に対し、運用益が6120万3661円、運用した資金の総額に対する利回りは、約0.56%となった。また、JICA債への取り組みから、野村証券主催のJICAとのエンゲージメント対談を行い、曹洞宗の取り組みを対外的に発信する機会を得ることができた。今年度は「債券等購入費」を活用、インフレ対応としてある程度の運用益を確保しつつ、SDGs債をはじめ、曹洞宗の取り組みの発信に繋がるような運用を目指してまいりたい。

**出版部**

昨年度図書印刷物等刊行特別会計の売上高は、3億6041万147円、前期売上高に比べ、4258万9586円、7.6%の増収となった。これに、販売費及び一般管理費1億5727万9000円、営業外損益2万35円を加減した経常利益は1422万7301円、法人税、住民税及び事業税3万5000円を差し引いた当期純利益は、1419万2301円の利益計上となった。令和4年度の当期純利益は1851万2612円のマイナスだったので、3270万4913円の回復となった。なお、同会計発足当初より積み上げた繰越利益剰余金は、3億1647万89円となった。

曹洞宗手帳は令和6年版をもって作製配布の終了を予定していたが、継続の要望が寄せられ、出版部の収益事業として作製が可能かどうか検討した。その結果、宗務所単位での申込総数が1000冊以上あることを条件として、作製の可否判断をすることとし、申込締切を5月末日とした。結果3359冊の申込総数であったので、令和7年版は有料販売を決定した。



**質問(1) 曹洞宗義援金の振込手数料**

現状は、振り込みに対し硬貨取扱料金の免除・送金手数料の免除が適用されていない。義援の浄財・硬貨を有意義に届けるため「手数料免除振込」適応対象となるような措置を講じることは可能か、説明いただきたい。

**質問(1)の答弁**

適用を受けられるのは日本政府、地方公共団体、日本赤十字社、中央共同募金会であり、それ以外の組織体は適用対象外で、「曹洞宗義援金」運用にあたって取り得る金融サービスは「料金受取人払い」である。将来的に「硬貨取扱料金」を受取人側で負担することができる制度に変更が行われた場合には取り入れるべきと考える。

**質問(2) 梅花流を通じた将来的展望**

オンラインによる梅花流学習システムの構築について、国外には梅花流が盛んになっている地域もあると聞き、国内外から多くの宗門人が低負担で参加できるよう、周知にも工夫して開催することを望みたい。時代の趨勢上、全員による合唱や二部合唱、平易な楽曲、洋楽譜を取り入れるなど、堅苦しくない梅花流に移行すべき時期と考える。梅花流を通じた布教伝道の可能性など展望をお聞きしたい。

**質問(2)の答弁**

平易に合唱し仏徳讃嘆の思いを共有することが梅花流詠讃歌の主眼と考える。広く梅花流の布教を心がけていく梅花の原点に返ることが大事であり、合唱による新たな梅花布教を検討してまいりたい。梅花流指導者養成方法の検討に関する作業部会では、オンラインを活用した養成制度の協議を重ねている。新たな制度内容は、指導者育成の充実を図り、様々な事情により時間に余裕がない宗侶、寺族や国外の指導者養成を視野に入れた制度の構築を進めている。

**質問(3) 特派布教関連**

管長告諭を2年毎、管長就任時の発布にして、『曹洞宗報』の掲載に合わせて、動画で禅ネットにアップしては如何か。また禅ネットに管長猗下のページを作り、折々の動静を動画で発信しては如何か。

布教教化方針は、簡潔でインパクトのあるものとの要望がある。布教教化方針とは別に数年にわたり布教教化のキャッチフレーズとなるものを策定いただきたい。

特派布教は冒頭に管長告諭を奉読するところから始まるが、事前に告諭を奉読、動画で放映などして、特派布教師が冒頭から話に専念できるように、また個性を活かした話ができるようにした方が良くはないか。また報告書は会場主が記述するが、聴衆からアンケートを取り今後の参考とするのも一考ではないか。

**質問(3)の答弁**

**質問(4) 管区教化センター**

設立されて50年、世の中は大きく変容した。都市開教という当初の目的達成の度合いと、本部布教の今後の展開について、どのように捉えているか。

**質問(4)の答弁**

都市開教という点では、一定の成果があったと思慮する。しかし、急激な社会変容の現代においては、見直すべき点もあろうかと存するので、センターの事業もさらなる詳細な検証が必要と考えている。

**質問(5) 曹洞禅ネット**

現時点で曹洞禅ネットは認知度が高いとは言えない。そこでSNSへの取り組みを強化し、人々に安心を与え曹洞宗の教えに導けるような、強力な番組を製作配信することはできないか。また、生前の心のケアから、没後の供養埋葬まで、終活をサポートし、安心を与えられるような取り組みと、その番組の製作配信をすることはできないか。これらの実現のためには広報係の負担が重くなるので、広報への注力、拡充をしていただきたい。

そして、取り組みを広く周知するため配布物に禅ネットにアクセスできる2次元バーコードを付したものを作成いただきたい。

**質問(5)の答弁**

SNSの重要性は十分に認識しており、InstagramやYoutubeを活用した情報発信に尽力しており、引き続き禅ネットの充実と情報発信に努めてまいり所存である。

終活をサポートするページを開設について、超高齢化社会の中で、人々の不安や苦悩の日常に向き合うという見地に立ち、様々な先行事例を参考としながら、どのような対応がなし得るか、その方法を模索してまいりたい。

現在、教化部企画研修課作成の教化資料の一部には2次元コードが記載されており、禅ネットにつながるようになっていく。これを順次拡大してまいりたい。

**質問(6) 『曹洞宗報』の郵送配布**

本年秋に予定されている郵便料金値上げを機に、『曹洞宗報』の郵送配布を見直しては如何か。曹洞宗宗憲や曹洞宗規則の改廃など必要に応じて、『曹洞宗報』を発行送付公示し、それ以外は禅ネット寺院専用サイトへの掲載をもって公示とするという対応でいいのではないか。

**質問(6)の答弁**

毎月の人件費、印刷費、発送費の圧縮が見込めるので、大変有用な意見と思料する。経費節減、宗費の有効活用につなげるべく、関係部署で十二分な検討を続けるよう指示してまいりたい。ただし、紙面による一定の需要もあるので、十分

な移行期間を設けて検討するが、全寺院が禅ネット寺院専用サイトに登録しているわけではないので、登録をお勧めしたい。

**質問(7) 宗務庁のテレワーク**

有道会宗団機構に関する政策専門部会は、ソーラービル建て替えに当たって、第2・3分館を新築、そこに宗務庁機能を集約移転すべきとの提言がなされている。そこで、宗務庁もテレワークを導入して業務等の合理化を進めては如何か。第2・3分館への集約移転の提言を受け、段階的にでも導入できないか。

**質問(7)の答弁**

テレワーク実施にあたり、まずは在宅勤務に適している業務と、宗務庁に出勤しなければならない業務を区分する必要がある。宗務の合理化の一環として、テレワークを視野に入れ、宗務庁の就業規則の見直し、業務遂行における管理方法の構築、さらには情報セキュリティの設定など検討してまいりたい。また、ソーラービルは、現時点でその方途や宗務庁機能をどこに置かかは、今後協議される事案である。

**質問(8) オンライン申請**

禅ネットの寺院専用サイトから、各種申請をオンラインで直接行えるようにしては如何か。

**質問(8)の答弁**

教化部の教化資料交付申請がオンラインでできるが、これは、直接、宗務庁に申請する手続であるからである。宗務所経由の申請となると、現時点では、オンラインの環境整備構築など、高いハードルがある。環境整備が構築できれば、活用できうるものと思料するので、簡易な申請から検討してまいりたい。

**質問(9) 電子決済**

将来的に、宗費を各寺院がオンラインで直接本庁へ納入するようにすべきではないかと思慮する。

**質問(9)の答弁**

セキュリティに一抹の不安を感じている。宗費を各寺院がオンラインで直接納入するには、宗費の納入方法変更による納入率、関連規定の整備、オンライン納入の環境構築など、関係各所との慎重なる検証と協議が必要で時期尚早と思料する。

**質問(10) オンラインのマッチング**

首座のマッチングについて立身未了者の情報を本庁が把握、問い合わせに応じる形だが、ネット上で直接当事者どうしが交渉できるものにしてはどうか。

「微笑みの集い」も同様で、ネット上でリアルタイムに直接交渉ができれば、事務負担も参加者の負担も減り、より成果が上がると思慮する。

同様にして対象を広げれば、役僧、用僧依頼や葬儀や法事の代行依頼といった緊急性を要するものにも対応可能と考える。

また説教師や梅花流詠讃師、臨床宗教師など様々なスキルを持つ宗侶の方に登録いただき、宗門内外の需要に応えられるようにして、宗門の人材を活用できる場となるようサイトを時代の要請に合わせて発展させることを期待したい。

**質問(10)の答弁**

首座のマッチングは、今年度の結果と経過を踏まえ、より良い方向に進むよう検討を進めていきたい。

「ほほえみの集い」は、リアルでの対面開催を重視しているので、インターネット上での実施は考えていない。

役僧の依頼や葬儀や法事の代行は、第141回通常宗議会で、登録制の人材バンク創設に言及したが、社会や宗門の多元的、多様な問題や養成に対応するための必要な情報管理として申し上げたものだが、兼務地や住職地の提供や活用、子弟子女の人材活用などのフェーズも、今後ますます必要になることが見込まれるため、人材バンクの登録に向けて更なる検討をしてまいりたい。

**質問(11) 各種研修会のオンライン開催**

各種研修会をはじめとして、特に首先住職事前研修会でオンラインによる参加を望む声がある。検討願いたい。

**質問(11)の答弁**

すべての会議、研修会等を同列に考えるのではなく、それぞれの性質に合わせて最適な会議開催の方法を使い分けることが肝要であると思料する。

**質問(12) 後継者不足による現行の体制維持**

後継者不足を起因とし、今後より顕著となるであろう問題として、教区の分合再編の要望、不活動寺院の統廃合の推進のサポート、兼務・代務の手続など負担の軽減、これらに、どのような方針で臨むべきと考えるか。現状の維持と時代の要請に合わせた、柔軟な対応をお願いしたい。

**質問(12)の答弁**

今後の僧堂のあり方だけでなく、現在取り組んでいる年金や共済制度、教化センターや梅花布教のあり方など各分野に関連することなので、寺院子弟に対しての支援策などを講じ、寺院を活性化し何としても寺院を護持していただくべき対応を図っていくことが私の使命と考える。

**質問(13) ソーラービル建て替え**

建て替えに着工するまでの、業務委託業者との契約だが、リスク面だけを考えるのであれば、定期借家契約が最も安全と考える。賃料は低くなるが、貸主たる本宗に課せられるメンテナンス等の費用を極力おさえた契約にすれば最もリスクを低く抑えられると考える。検討いただきたい。

**質問(13)の答弁**

確かにリスクは軽減されるが、仮に、建て替えしなければならない状況が生じたとき、向こう10年間までは、建て替えができない契約であることを認識しなければならない。ソーラービルは、竣工50年を経過しようとしており、営繕・修繕費用が、借地借家契約で得られる賃料より上回った場合、10年経過するまで、その費用を負担しつづけなければならないリスクがあることを踏まえなければならない。このあたりは、ホテル運営事業者との交渉で、十分に配慮、熟考してまいりたい。

**質問(14) ジラソーレあとのスペースの利用**

展示場として、宗門の広報のために使用しては如何か。展示内容は特に集客を見込める「両大本山展」を中心に開催し、その様子をSNSでも発信してはどうか。

**質問(14)の答弁**

両大本山の写真パネルや、祖師方にゆかりの寺院の紹介、坐禅の紹介写真や、書道展の作品展示など、ホテル宿泊者のみならず社会に向けて広く宗門の活動を発信するよう心がけてまいりたい。

**質問(15) 曹洞禅のプランニング**

運営企画室の調査によると僧侶を志す子弟の88%が誇りをもってできると回答している。今後も宗門人が自信と誇りを持って、また将来に亘り本宗の子弟が誇りをもって出家得度し修行道場の門を叩くようにブランディングしていくことが大切と考えるが、所見を伺いたい。

**質問(15)の答弁**

知名度や伝統だけではブランドとして成り立たず、継承された教えとそれを実践する人材、その人材から生まれるものが一体となって価値を形成し、それらが社会から希求されるようになってはじめて、ブランディングの意義が存在すると思料する。具体的な実践は「苦しみへの寄り添い」と「吾我を離れる安心へのいざない」こそ、宗教者が果たすべき役割と考えている。一仏両祖の教えに照らし、人々の心を安んじるために何ができるのかを不断に確認し、教えに触れる機会の提供と情報の発信、そのための人材育成が肝要と思料する。

通告質問 有道会議員（要旨）



片岡 修一

**今後の梅花流指導者養成**

先の宗議会で今後の指導者養成について「オンラインによる学習システムは、4級師範と3級詠範の受検資格を与えることを想定している」と答弁があったが、従来の師範養成所に替わり、オンラインによる学習システムを指導者養成の中心におくことと理解している。しかし、梅花講の中核である宗務庁が「オンライン学習」のみで、将来の指導者を確実に養成する方式としては不十分で、「安定した持続可能な両輪式の学習形態」を構築していく必要がある。

対面式の養成所講習の利点を十分に継承し、安定した持続可能な両輪式の学習形態に改善を加え、養成所を継続すべきである。オンラインの講習は、面授による講習の補助として位置づけることが適当と思料する。宗務庁に養成所を設置することが最上の方途と考えるが、寺院及び海外での指導者養成には、よりオンライン講習の割合を増したカリキュラムも検討されるべきと思料する。

**答弁：伝道部長**

現在、「梅花流指導者養成方法の検討」に関する作業部会でオンラインによる

学習システムの構築に向けて検討を始めたところである。まず、履修科目を修了した僧侶と寺族には、4級師範・3級詠範の受検資格を付与することを想定してカリキュラムを作成したいと考えている。「オンライン学習のみでは将来の指導者を確実に養成する方法として不十分」との指摘だが、梅花流の研鑽に終わりはなく、資格取得時点で完璧な指導者が完成するわけではない。

一定の期間寺院を留守にすることができない僧侶や寺族、あるいは海外僧侶など、これまで梅花流を学ぶハードルが高かった方々に学習の機会を与え、梅花流の敷衍を図ることは必要な措置で、それが可能なネットワークを具えた時代においては当然の施策である。

講習会場が不要で移動の必要がなく、録画もでき、繰り返し見返して復習ができるなどのオンライン学習の利点を最大限に活用して、充実した内容になるよう検討を重ねてまいりたい。



武内 宏道

**結制安居の法要の修行期間**

現在、3月16日から4月14日まで、9月16日から10月14日までの結制安居の法要を修行することはでき

ない。ここ数年、首座の不足、また各寺院の体力が減じており結制安居の法要を修行することが困難な寺院が増えている。そういう状況も踏まえ、春秋の彼岸法要に併せて少人数の結制安居の法要を修行したいとの提言をいただいている。検討いただきたい。

**答弁：教学部長**

結制安居期間の問題は宗制の定めにも留まらず、一仏両祖から受け継がれてきた伝灯を見直す大事業で、現代の我々の都合で改変する責任の重さを理解しながら、慎重な検討を要するものと思慮する。しかし、制度上の問題が結制行持の足かせとなり、住職の衆生教化への思いを蔑ろにする状況は好ましくない。一般寺院の結制安居の実態として晋山式を併修する晋山結制が一般的で、住職と檀信徒にとって一世一代の大舞台であり、できるだけ後押しできる制度作りを目指すべきと思慮する。



太田 広康

**本山僧堂・専門僧堂について**

2020年の掛搭僧数は232人で、これを単純に20～30代の教師数における20年後の減少推測値を当てはめると、2040年の掛搭僧数は104人、これを本山僧堂と専門僧堂の現在の比率を当てはめると、本山僧堂48人、専門僧堂54人と予想される。

今後、本山僧堂の維持を考える時に、両大本山と共に議論を押し進めていくべきかと思慮する。当局として将来像をどのようにお考えなのか。

**答弁：教学部長**

経済的理由から兼業を余儀なくされる寺院の増加で、僧堂安居に時間を取られない形での教師資格取得の流れを加速させる声も大きくなると推測される。今後そのような論調が大きくなれば、僧堂の護持発展という観点において非常に憂慮するところである。

本山僧堂で両祖様の生きた教えを学び、専門僧堂で興味のある分野の実践的な教育を受けてもらえれば理想的である。本山僧堂や専門僧堂にも様々意見があるかと存するので、堂長会議等、僧堂側と意見交換ができる場では常に議題に上げていきたい。

**ソートービル**

建て替え後は第三者への業務委託が検討されているが、宗務庁機能・議会機能を第2、第3分館に新築移転することが合理的と考えるが如何か。

**答弁：人事部長**

総合特別審議会の答申書で、「第2分館は築34年、第3分館は築33年で、建物の耐用年数から判断すると、解体し新築するには時期尚早」と指摘されており、仮に、移転する場合は、現状のままが妥当と思料する。



結城 俊道

**機構改革**

運営企画室を格上げして運営企画本部又は運営本部で総長直轄の機関とし、予算の効率化を図ることが必要と考える。また、出版部を広報部と名称変更、新たにIT部門を設けて宗門の魅力を広く社会に発信し、宗勢の拡大を図るべく機動性の高い部署とすべきである。その他の部署も再編案を作成しており、時代に即応した部署編成が必要であると考えている。そのような機構改革に当たっては宗制変更が伴うことから「宗制検討委員会」の設置を求める。

**答弁：人事部長**

現在、宗務庁各部署は、必要最低限の人員で業務を行っているが、「運営企画本部」を設置すると人員の増加が必要となる。

今後の宗務庁機構は、宗務行政のスリム化を目指し部署の統廃合を押し進めていかなければならないと考えている。したがって、「宗制検討委員会」の設置目的が宗務庁の機構改革であるならば、総合特別審議会で協議・検討してまいりたい。



横山 泰賢

**国外の両大本山別院**

寺院規程第2条第4項に「国外の両大本山別院」が規定されているが、これは、第139回通常宗議会の寺院規程変更で、国外の両大本山別院を規定する項が新設されたもので、それ以前は特別寺院と規定されていた。

一方、僧侶教師分限規程第11条第1項には、「結制安居は、当該寺院の住職、僧堂長又は特別寺院の国際布教師が法幢師となり、首座その他の者を会衆として法要を行う」とあるが国外の両大本山別院は規定されていない。続く第12条では「国際布教師は、当該特別寺院において結制安居を修行することができる」とあり国外の両大本山別院は規定されていない。つまり、国外の両大本山別院で国際布教師による結制安居の修行ができなくなったと理解してよいのか。

また、「曹洞宗」規則第52条第2項に「寺院の種類は、両大本山、両大本山別院、一般寺院及び特別寺院」とあり、国外の両大本山別院の文言はない。両大本山別院は、国内でも国外でも同等の位置づけと解釈してよいのか。

さらに、「曹洞宗宗憲」第11条第1項に「両大本山は、別院を設けることがで

きる」とあり、第2項には「別院の住職は貫首が兼務する。ただし、当該別院において別段の定めがある場合はその定めによる」とある。もし国外の両大本山別院に「別段の定め」があるのなら紹介いただきたい。別段の定めがない場合は、両大本山の貫首が交代で兼務しているのか、お聞きしたい。

総長演説で「各国際布教総監部や管内寺院、海外の宗侶、参禅者との間により親密な関係性が構築され海を越えて法縁が広がっていくことを願う」と述べられたが、その実現に向け何をすべきかお聞きしたい。

**答弁：教化部長**

昭和27年までは国外の両大本山別院は明確に宗制に規定され、大本山の別院と呼称する根拠が整えられていた。しかし、現行宗制に切り替わって以来、宗制上の根拠がなくなってしまい、慣例で大本山の別院と呼称する状況が続いていた。この不整合を解消し合法的に大本山の別院と呼称することができるよう宗制を整備し直したものであり、その他の意図はない。併せて、新たに明文化された「国外の両大本山別院」と、従前からの「国外の特別寺院」に住職を置かない考えは変わっていない。さらに、「国外の両大本山別院」について、これまでのとおり「結制申請」を取り扱う考えは、変わっていない。

当局としては、令和5年4月施行の宗制変更の趣旨、議員の指摘を踏まえ「寺院規定」「僧侶教師分限規定」を整備してまいりたい。なお、整備完了までは曹洞宗責任役員会の決定に基づいて従前どおり取り扱う方針である。

近年、国際布教の現場では、想像以上の速度で曹洞禅が広がっている。しかし外国籍僧侶の多くは曹洞宗の教義を信奉しつつも、宗門の僧籍を有する者とそうでない者との共存が増え、宗制に定める資格との隔たりができつつも、独自の師資相承が行われてきた実態があり、各総監部が所管する地域の実情に合った対応が急がれる。

文書質問

小島 宗彦

**洋楽譜を利用した梅花流の指導**

師範・詠範向けに、洋楽譜を利用した指導や講習がされているか、今後検討されるか、指導者に委ねるのか、所管部の考えをお示しいただきたい。

**答弁：伝道部長**

梅花流特派師範協議会で、バリトン歌手平林龍氏を講師に梅花流詠讃歌2部合唱の講習を行い、梅花流特派講習会で2部合唱の敷衍を試みている。

洋楽譜を活用した詠唱作法にこだわらない梅花流の指導は、現在指導者に委ねられている状況だが、今後、様々な角度からの活用方法を模索する所存。

**部課を横断した梅花・布教の取り組み**

梅花流の指導をする方は、歌詞に込められた仏法を説き、安心を与えられるように研鑽されていると思慮する。それゆえに3級師範以上の受検及び補任資格として、布教師等級が必要である。布教師養成と梅花流師範養成及び研修等、部課を横断し連携した取り組みが展開できないか。

**答弁：伝道部長**

本年度の梅花流研修員研修会は布教師養成所を経験した師範を講師に研修会を開催予定である。研修員研修会では、梅花流を研鑽する者に対して、布教師の要素を存分に取り入れ、詠唱作法も法話も伝えられる人材を育てたいと思慮する。今後、研修員が上級の布教師等級を取得することも視野に入れ、布教課とも連携して指導者育成の充実を図りたい。

**曹洞宗婦人会の歌を梅花流詠讃歌にできないか**

曹洞宗婦人会の歌に「あなたとわたし」という曲があるが、素晴らしいものと思慮する。この曲を梅花流詠讃歌に取り入れて歌唱できないものか。

**答弁：伝道部長**

梅花流詠讃歌に取り入れる場合、梅花譜を載せて詠唱作法ができるように新たに編成しなければならない。完成されている曲なので、慎重な対応が必要である。しかし、法具を使わず詠唱作法にこだわらない梅花流を考えると、そのまま梅花流の講習やイベント等で紹介して歌唱する機会を設けても良いかと思慮する。

金岡 潔宗

**地震による被災寺院に対するの支援**

災害見舞金として地震災害による一部損は一口3万円の交付で、他の見舞金と比べて極端に少ない。毎年、全宗門寺院は災害により被災した寺院や檀信徒を援護するため、「災害援護拠金」を納めているが、被災寺院への支援について激甚災害の指定がなければ義援金からの支援はないのか。

また、曹洞宗義援金は、どのような基準で支出しているのか。

**答弁：総務部長**

宗務所に電話連絡を行い、その時点で把握している宗門寺院の被災状況を尋ねるとともに、以後に寄せられる被災情報があった際は所定の報告書で報告をお願いしている。その報告、更には個々の被災寺院から宗務所経由で提出された災害見舞金申請書に基づき、直接「曹洞宗義援金」を配分する準備を進めている。

地震はいつどこで発生するかの特定が困難で、一度発災すると広範囲で甚大な被害となる。このことから、地震保険は民間の保険会社と国が共同で補償する公共的な仕組みとなっている。つまり、国の制度に基づいて交付金額の差が発生するので、理解いただきたい。

曹洞宗義援金配分に特段の条件はなく、時の内局の判断で実施している。なお、その少額の災害見舞金を補うための義援金配分が多い傾向はある。

有道会役員

Table of board members including 会長 (President), 顧問 (Advisor), 常任顧問 (Permanent Advisor), 副会長 (Vice President), 幹事 (Executive), 庶務幹事 (Secretary), 監事 (Auditor), 同 (Others), 会計幹事 (Accounting Executive), and オンライン・HP担当 (Online/HP Manager).

常任・特別委員会

Table of permanent and special committees including 第一決算委員会 (1st Accounting Committee), 第二決算委員会 (2nd Accounting Committee), 予算委員会 (Budget Committee), 第一特別委員会 (1st Special Committee), 第二特別委員会 (2nd Special Committee), 懲罰委員会 (Disciplinary Committee), and 請願委員会 (Petition Committee).

宗制の主な変更

曹洞宗宗務所規程中一部変更
曹洞宗総合研究センター規程中一部変更
曹洞宗布教師養成所規程中一部変更
曹洞宗役職員旅費規程中一部変更
※詳しくは曹洞宗報8月号をご参照ください



(敬称略 太字は有道会)
(長)は委員長 (主)は主査

第38回有道会大会予定
令和6年11月26日～27日
広報部会
武山 正廣 小島 宗彦
武内 宏道 太田 広康
片岡 修一 横山 泰賢

第37回有道会大会プログラム販売中
1部100円で追加ご購入いただけます。
お問合せは有道会事務局まで
有道会事務局
〒105-0014 東京都港区芝2-5-20
田中ビル2階
TEL 03-3454-5475
FAX 03-3454-5477

SOTO保険サポート株式会社

豊富な経験と実績でお客さまを全力でサポートいたします!!
損害保険も生命保険もお任せください!!

- 火災保険
自動車保険
傷害保険
賠償責任保険
サイバーセキュリティ保険
生命保険
退職金準備
etc...

〒105-8544
東京都港区芝2-5-2 曹洞宗宗務庁第1分館3F
電話:03-3454-3547 FAX:03-3454-3575
MAIL:soto-hoken@soto-support.jp

取扱保険会社
損害保険ジャパン(株)・三井住友海上火災保険(株)・AIG損害保険(株)
東京海上日動火災保険(株)・あいおいニッセイ同和損害保険(株)
SOMPOひまわり生命保険(株)・三井住友海上あいおい生命保険(株)

※社名が変わりました。(旧:芝園不動産管理株式会社)

# 令和5年度 曹洞宗一般会計歳入歳出決算

歳入決算額	48億9052万5595円
歳出決算額	44億7938万5696円
(内訳)	
歳出経常部決算総額	3億5675万7603円
歳出臨時部決算総額	1億2262万8093円
歳入歳出差引残額	4億1113万9899円
(令和6年度準備資金に編入)	

17款 - 選挙費	8万2724円
18款 - 指導相談費	87万2724円
19款 - 年金	1億5824万7810円
20款 - 宗議会費	2810万5780円
21款 - 審事院費	731万6020円
22款 - 特別会計繰入金	7億840万円
23款 - 債券等購入費	2億8973万1232円
24款 - 予備費	279万411円

### ○一般会計 歳入 決算額 48億9052万5595円 (内訳)

1款 - 賦課金	41億8545万8480円
2款 - 義財金	3億767万5960円
3款 - 手数料	2659万8650円
4款 - 雑収入	7408万757円
5款 - 社会事業振興資金貸付等特別会計受入金	698万516円
6款 - 準備資金受入金	2億8973万1232円
7款 - 借入金	0円

### ○一般会計 歳出臨時部 決算額 1億2262万8093円 (内訳)

1款 - 管長就任式費	105万1040円
2款 - 大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師700回大遠忌予修法要費	3395万9740円
3款 - 北アメリカ国際布教100周年記念行事補助費	802万6807円
4款 - 南アメリカ国際布教120周年記念行事補助費	250万円
5款 - 全国曹洞宗青年会創立50周年記念事業補助費	600万円
6款 - SDGs推進事業費	109万506円
7款 - 大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師700回大遠忌香資	525万4260円

### ○一般会計 歳出経常部 決算額 44億7938万5696円 (内訳)

1款 - 両大本山費	4800万円
2款 - 宗務管理費	16億4073万1085円
3款 - 宗費完納奨励金	6億2169万5673円
4款 - 分担金	1394万880円
5款 - 会議費	3819万883円
6款 - 企画費	2641万2337円
7款 - 人権擁護推進本部費	3382万2393円
8款 - 検定会費	396万223円
9款 - 布教教化費	3億138万113円
10款 - 補助費	1億613万949円
11款 - 教育費	1億5725万6409円
12款 - 指導養成費	4234万4397円
13款 - 交付品費	897万3711円
14款 - 伝道教化資料費	1128万3873円
15款 - 出版費	9707万5928円
16款 - 調査費	1000万5224円

### ○特別会計 歳入歳出決算

僧侶共済	40億9641万8142円
寺院建物共済	43億2036万6721円
育英資金	6億22万923円
社会事業振興資金貸付等	698万516円
宗護持会	1億2558万1091円
宗所有建物償却引当積立金及び不動産取得基金	29億1940万2509円
特別積立金	33億8000万円
修証義公布百周年記念育英基金	11億8228万5790円
災害対策	8億6663万1454円
図書印刷物等刊行	9億1499万2155円
檀信徒会館	15億3376万8405円

### ○準備資金収支決算額 41億9341万513円

収入決算額	44億8314万1745円
支出決算額	2億8973万1232円

